

富岡町議会全員協議会日程

日 時：平成28年2月10日

時 間：臨 時 会 終 了 後

富岡町郡山事務所 桑野分室

開 議 午前10時35分

出席議員（13名）

議長	塚野芳美君	1番	山本育男君
2番	堀本典明君	3番	早川恒久君
4番	遠藤一善君	5番	安藤正純君
6番	宇佐神幸一君	7番	渡辺光夫君
8番	渡辺英博君	9番	高野泰君
11番	高橋実君	12番	渡辺三男君
13番	三瓶一郎君		

欠席議員（1名）

10番 黒沢英男君

説明のための出席者

町長	宮本皓一君
副町長	齊藤紀明君
教育長	石井賢一君
参考会計事務管	齊藤真一君
総務課長	伏見克彦君
企画課長	林紀夫君
税務課長	三瓶雅弘君
参考健康福祉課長	猪狩隆君
住民課長	植杉昭弘君
参考安全対策課長	横須賀幸一君
参考農業委員会事務局長	阿久津守雄君

復興推進課長	深	谷	高	俊	君
復旧課長	三	瓶	清	一	君
参考事務官	郡	山	泰	明	君
教育総務課長	石	井	和	弘	君
いわき支所長	渡	辺	弘	道	君
参考事務官兼大玉出張所長	三	瓶	保	重	君
参考事務官兼生活支援課長	林		志	信	君
拠点整備課長	竹	原	信	也	君
企画課長補佐	原	田	徳	仁	君
企画課主幹佐	本	宮	幸	治	君
代表監査委員	坂	本	和	久	君

職務のための出席者

参考事務官兼議会議員	佐	藤	臣	克
議会事務局係長	大	和	田	豊
議会事務局係主任	藤	田	志	穂

説明のため出席した者

内閣府原子力災害被支援者生息調査室長	松	井	拓	郎	君
原子力災害現地対策本部住民支援班員	小	西	良	太郎	君
環境省福島環境再生事務所建物解体廃棄物処理推進室長	中	川	正	則	君
環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課長補佐	藤	田	宏	篤	君
環境省福島環境再生事務所県中・県南支所長	瀬	田	文	治	君

環境省福島環境
再生事務所
除染対策第一課
事業管理専門官

若 松 佳 紀 君

付議事件

1. 帰町計画素案について
2. 特例宿泊について
3. その他

開 会 (午前10時35分)

○議長（塚野芳美君） それでは、富岡町議会全員協議会を開催いたします。

ただいまの出席議員は13名であります。欠席議員は1名であります。説明のための出席者は、町長以下町関係各位であります。職務のための出席者は、議会事務局長ほか関係者です。

付議事件に入る前に、町長より全員協議会招集の理由とご挨拶をいただきたいと思います。

町長。

○町長（宮本皓一君） 議員の皆様には、臨時議会に引き続き全員協議会にご出席をいただき、まことにありがとうございます。

本日の全員協議会の案件は、帰町計画（素案）及び避難指示解除準備区域等における特例宿泊となっております。帰町計画（素案）については、担当課長より説明させますとともに、特例宿泊については、内閣府より説明を受けるものであります。両案件とも町の復興推進に関して非常に重要な案件でありますので、議員各位と情報の共有を図ってまいりたいと考えております。皆様の貴重なご意見をお願い申し上げまして挨拶といたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 付議事件に入ります。

1、帰町計画（素案）について説明を求めますが、説明は着座のままで結構です。

説明を求めます。

企画課長、どうぞ。

○企画課長（林 紀夫君） 改めまして、おはようございます。事前に皆様お手元に帰町計画（素案）を送付申し上げておりましたが、送付後にさまざま修正をせねばならないことがございまして、内容の本筋が変わらないように素案の構成や字句を修正したものをきょうお手元にあると思います。事前送付の計画素案については、大変恐縮ですが、後の混乱避けるためにお戻しいただくということでご了解いただければと思います。全員協議会終了後、私ども職員が預かりに参りますので、ご理解をいただきたいと思います。

それでは、帰町計画（素案）を説明申し上げたいと思います。帰町計画は、第二次復興計画の町民一人一人がそれぞれの立場や境遇、年齢や家族の状況に応じてさまざまな選択ができる復興を図るとの目的や、早ければ平成29年4月の帰還開始を目指し、帰還に向けた環境整備を進めるとともに、町民の皆様のご意見を踏まえ、避難指示解除に関する判断を行う、そのための考慮すべき要件を設定することとお示ししたものでございます。このことを踏まえまして、帰町計画は策定するものでございます。

本計画は、帰還に関する考え方を改めてお示しし、帰還に関する考慮要件を整理するとともに、町内の生活環境を充実させる施策についてもお示しするものでございますが、国より本年度末までの作成が義務づけられております地方創生総合戦略を兼ねるものとしても作成しておりますので、ご理解

をいただきたいと思います。何ゆえ帰還計画と地方総合戦略兼ねるのかということでございますが、これにつきましては震災、それから原発事故により全町避難を強いられているという私どもの特殊事情を考えますと、町内環境の充実により多くの方々が富岡へ戻っていただくことこそふるさと再生の近道であるとの考え方からで、地方創生の考え以前にまずはふるさとの再生が先決であるとの当然の考え方からということでございます。このことをご理解とご了解をお願いしたいと思います。

内容の詳細につきましては、担当、原田課長補佐より説明させますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（塙野芳美君）　課長補佐。

○企画課長補佐（原田徳仁君）　おはようございます。それでは、本日配付いたしました本計画の説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、本日配付させていただきました資料の表紙をおめくりください。まず、冒頭でございますが、本計画の構成が記載しております。先ほどの課長の説明のとおり、町創生の母体となる帰町計画は、3章で構成されており、第1章に趣旨や計画の位置づけを、第2章には本計画のかなめとなる帰還開始時期と帰還に関する考慮要件、第3章では目標設定と重要施策を記載しております。以上、3章構成でこちらのほうの計画を作成するものでございます。

それでは、2ページをお開きください。2ページ目の第1章、はじめにということで、趣旨を記載してございます。2ページには、以下長文のほう書いてございますが、赤囲み枠で掲げてある3つの項目を趣旨としております。1つ目といたしましては、基盤を構築するための町民一人一人に寄り添った環境を整備すること。2つ目として、町民一人一人が帰還判断に資するための考慮要件の整理と適正な評価。3つ目といたしまして、考慮要件に基づいた基盤構築の状態を客観的に評価し、帰還開始時期を見きわめるというものでございます。

3ページから4ページにかけてでございますが、こちらは国のまち・ひと・しごと創生総合戦略と帰町計画との関係、それから二次計画との関係、最後に二次計画に基づく実施計画と帰町計画との関係を記載しているものでございます。まず、地方版総合戦略としては、居住人口を目標とした町内の生活環境整備を充実し、地域振興を図ること。二次計画との関係は、二次計画に掲げていた帰還の考え方や考慮すべき要件を整理したものであり、町と町民一人一人が帰還開始目標時期を適切に見きわめていくこと。

4ページに記載しております（3）の実施計画と帰町計画との関係でございますが、この帰町計画と二次計画の実施計画、それから除染検証、防災計画の4本柱で帰還できる環境を整備するものでございます。

以上、説明させていただいたものを図化したものが5ページに記載したものでございます。

また、計画期間は、今年度を含めた5カ年計画でございます。

次に、6ページから8ページにかけてでございますが、こちらは富岡町の現状と課題、こちらのほ

うを記載してございます。今後町の生活環境を整える施策に反映するため、こちらのほうを整理したものであり、帰還困難区域を有している町であること、放射線への不安、治安・防災、地域産業、公共交通、公益サービス、医療・介護、教育環境、人口流出の9項目を明記したものであり、改めて町で生活する上で整備しなくてはいけないものは、一つの事業の復旧ではなく、全ての分野を総合的に復旧することが重要であることがわかったものでございます。このため、第2章では帰還開始時期と帰還に関する考慮要件を再度整理いたしました。

10ページをお開きください。ここでは、帰還に対する考え方5項目を掲げました。1つ目といたしましては、帰還開始とは早期帰還を望む町民の希望をかなえるものと、本格復興の第一歩であることから、平成29年4月の帰還開始目標時期を目指し、避難指示解除の時期を国と協議すること。2つ目といたしまして、避難指示解除の協議は考慮要件をもって行い、考慮要件を総合的に評価するとともに、議会を初め町民の皆さんとの声を拝聴すること。3つ目といたしまして、町民一人一人の判断を尊重し、決して帰還を強制するものではないこと。4つ目として、町民一人一人が帰還を判断できる考慮要件を提示するとともに、町の状態評価を継続的に報告すること。最後に、帰還困難区域を心のふるさと拠点として位置づけ、将来的な避難指示解除を見据え、環境回復と地域全体の再生、発展に取り組むものであり、これらのことと図化したものが11ページ下段に示しているものでございます。

この中では、図化したものでございますが、この中で状態評価をするとともに、課題を抽出するために必要な特例宿泊や準備宿泊、それから自粛規制の見直しなども段階的に実施することを示し、唐突感が生じないよう帰還に向けた取り組みや行程を示しております。

次に、帰還に関する考慮要件を説明させていただきます。14ページをお開きください。考慮要件は二次計画で掲げました安全の確保、それから生活に必要な機能の回復を大項目とし、中項目として安全の確保は7項目、生活に必要な機能の回復では14項目を掲げました。その詳細な事項につきましては、15ページから19ページに記載しているとおりでございます。

15ページを参考に説明させていただきますと、町は考慮要件の充足状況を評価する評価対象を設けました。考慮要件によっては、復旧が進んでいるもの、また進捗が見られないものなど、状態を帰町検討委員会や除染検証委員会の専門分野の方々からの客観的な評価とともに、議会を初めとする町民の皆様の意見を聞いた上で帰還開始の時期を判断するものでございます。

なお、15ページから19ページにつきましては、前回配付させていただきました資料と若干変更がございますことをちょっと申し添えたいと思います。

最後に、第3章となります目標と重要施策でございます。こちらは、冒頭課長説明のとおり総合戦略では施策の基本目標を設定し、その達成に向けた施策の提示と進捗状況を検証すること、そして人口推計を示すことが必須となっております。本計画では、町内で生活する居住人口を目標として掲げ、目標達成のために施策を講じていく考えでございますが、現段階において町民の意向を尊重することを前提にした上で居住人口を設定することが難しい状況にございます。このため、直近の意向調査結

果をもとに条件を設定し、人口推計を行い、そこから推計された5年後の居住人口3,000から5,000人を基本目標として目指すことを掲げてございます。

この目標達成のため、23ページから25ページにわたり記載してございますが、安全・安心な生活の再生、定住の促進、富岡の文化と絆の再生・継承の3つの基本目標を掲げてございます。まず、23ページでございますが、基本目標1、安全・安心な生活の再生では、将来にわたって安心して生活できる環境整備の充実を掲げてございます。24ページに記載してございます基本目標2、定住の促進では、戻りたい町、住み続けたい町と思える生活環境の充実を。25ページの基本目標3、富岡の文化と絆の再生・継承では、郷土愛を育み、町民による町づくり活動の活性化、町民同士の触れ合い強化を支援するものでございます。

これらの目標は、さきに説明いたしました考慮要件をより充足するものであり、その体系が27ページに記載しているものでございます。こちらが先ほど説明させていただきましたが、安全確保7項目、それから生活に必要な機能の回復14項目を目標別に体系を組んだものでございます。

また、28ページ以降に掲げている各種事業でございますが、こちらにつきましては、農業や商業の意向調査、それから高齢者との座談会をもとに二次災害復興計画の資料を参考とし、短期的、中期的に実施すべき事業を掲げてございます。これらの事業でございますが、帰還開始までに行うというものではなく、町内の生活環境を整備し、町民がまた町で生活をする。そして、新たな町民が生活するには多くの時間を要するため、着実な復興を歩み、継続的に評価を行い、二次計画の実現に向けた取り組みであると考えてございます。

最後でございますが、ページ飛んで申しわけございません。56ページをお開きください。こちらでは、人口推計を記載しております。先ほど基本目標に設定しました3,000から5,000人の設定根拠を4つの条件設定によって推計したことを記載しております。

以上で本計画の説明を終了させていただきますが、本日議員各位よりいただいた意見をもとに再度帰町検討委員会を開催し、本計画を年度内策定に向けて取り組みたいと考えてございます。議員各位の意見を賜りたく存じますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、質疑を行いますが、ページ数をおっしゃって、内容を端的にまとめて質問し、答えるほうも整理した形で説明していただくようお願いいたします。

13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） よくわかるのですけれども、14ページの4項目、23ページの1項目、27ページの4項目、56ページの1、これ町長はよく知っていると思うのですけれども、帰還に向けたリフォーム、これは全壊でもない、半壊でもないということで、帰還に向けたハウスクリーニングといいますか、リフォームといいますか、そういうものにある町は250万円を限度として助成するということになっているのですけれども、富岡町の場合はいかがですか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 他町でそのような制度があるということは承知しております。

我々としても、そのところの研究、参考にしながら研究ということも現在行っているところで、現在のところそういう制度で対応していくのだというところ、やる、やらないということについては言及できない状況ではありますが、そこを参考にしながら検討しているという状態でございます。

以上です。

○議長（塙野芳美君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 結局私個人的なことで大変申しわけないのですけれども、私は帰りたいのです。来年の4月1日から帰りたいのです。

ただ、全壊でもない、半壊でもないということになると、やはりそれなりのリフォーム、ハウスクリーニングにかかわるのです。それで、ある町は、250万円を限度としてサポートしますよということになっているのですけれども、我が町はそういう前向きな姿勢があるのかどうかご答弁お願いしたいと思います。

○議長（塙野芳美君） 繰り返しになりますけれども、企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 同じようなお答えになって大変恐縮なのですが、その方向が可能なのかどうかというところも含め、現在検討しているところでございます。

検討の場としましては、第3の道アクションプランの作成委員会の中でも検討を始めているといった状況でございますので、明確な答え、それから詳細については、いましばらくお待ちいただければというふうにお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（塙野芳美君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 結局町では、来年の4月1日に一部帰還するということで今ライフラインを急いでいるわけです。そして、それに合わせてリフォームなり、ハウスクリーニングする場合に、その後年度そういう条例をつくりますよということでは遅いのです。条例をつくるのであれば年内に、あるいは遅くとも9月ごろまでやらないと、今あなたがおっしゃったようなことでは全然抽象的で明確な答弁になっていないのです。いいですか。これ3回目になりますけれども、そういう逆算をしていて、それから今あなたがおっしゃった条例素案をなんて言うけれども、それは遅くとも9月まで決めないと何も意味がないのです。ほかの町はやっているのですから、昨年の帰還に向けてその以前に実施しているわけですから、富岡町は遅いと言わないけれども、そういう隣接町村で実際やっているものについて、富岡町もやっぱり率先して一部帰還に向けた人たちのために、具体的に遅くても9月の議会あたりまで条例を可決しないと、これは何もならないと思うのだ。幾ら3,000人から5,000人帰るといったって、そういうものがなければ。これどうですか、もっと具体的におっしゃってください。

○議長（塙野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 我々もリフォーム、それからハウスクリーニングの制度というか、そういうところの必要性は感じているところでございます。感じているからこそ、現在その詳細について検討を始めて、検討しているといった状況でございます。

議員おっしゃるように、時期は早くなければ間に合わない。そのとおりだと思いますので、そこに向かって努力してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 10ページ、11ページ、その辺の帰還に対する考え方、あとは12ページにもまたがりますけれども、この避難指示の解除というのは、この権限は国があるのでしょうか。この解除に伴って帰町宣言というのが町はあるのでしょうか。

というのは、例えば国が20ミリ以下になった。あとは、インフラ整備も整った。国が一方的に宣言して、町はまだそこまで行っていないというようなときも単独で判断できるのかどうか、その辺をその権限が国の権限は一方的な権限で持っているのかどうか、その辺をちょっと聞かせてください。

あと、もう一点なのだけれども、その避難指示解除の要件、12ページ、この要件の中に全くこれは20ミリシーベルト以下になることが確実であることと入っているのだけれども、最近の丸川大臣の発言も気になるし、この辺やはり町としてちゃんとした考え方持っていないと、もう国は20を下回ったからという言い方してくるのではないかという心配があるのですが、この辺の考え方と、あと戻って申しわけないけれども、この11ページの帰還困難区域の将来を検討というところの一番下に、住民座談会等の開催、これきっちりやってもらいたいのです。今回のエコテック初めそうなのだけれども、やはり住民の説明会というのは国はやっていますけれども、町はやってないです。返事した後、こういうふうな苦渋の決断をしましたというような報告はしているけれども、そういう大事な判断のときには、やはり住民の意見を町が先頭になって聞くべきだと思うのです。その辺の考え方を教えてください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 安藤議員のご質問にお答えする前に、三瓶議員、済みません、先ほどご質問いただいたて回答が座ったままでございました。大変失礼しました。

済みません、安藤議員のご質問お答えしたいと思います。避難指示の解除については、国が行う、解除をするということが基本というか定めでございます。このことについて、一方的にというお話をございました。これについては、原子力災害からのステップ2の完了を受けた……12ページのこれ国の資料でございますが、ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題で、避難指示解除の3要件と示されております。後で20ミリの話はしたいと思いますが、その3番目に県、市町村、住民との十分な協議ということでうたっております。一

方的ではないという担保がここで我々はとれていると考えております。

それから、20ミリのお話でございました。確かに議員おっしゃるような懸念、我々も持たないわけではないですし、言い方が非常にまずいかもしませんが、大臣、それから国の担当がかわるたびに同様の説明をして、そういうことではないというような話を我々しているところでございます。前回前々回、議会でもお話ししたとおり、我々が年間20ミリシーベルト相当で帰還することが相当であるというふうに考えているわけではなくて、ただどのレベルでの考えになるのかということについては、除染検証委員会、その他専門家の方々に入っていただいた委員会もございますので、そこでの状態を評価していただくという、最後は町が状態を評価したものをおいて判断していく、これには変わりがないということでございます。

座談会でございます。安藤議員おっしゃるように、エコテックの話も出ましたが、エコテック以外というか、町政全般として町民とのその対話、それからひざ詰め座談が欠けているとは言いませんけれども、少ないというふうにも我々感じております。ここ1年、そのところを強化というか、町民の皆様のご意見を伺いながら判断していくということでございますから、そこを強くやっていかなければならぬというふうにも思っておりますので、ひざ詰め座談会、いろんな立場の方々との座談会を回数を多くして計画して実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 大変理解しやすい説明ありがとうございます。

今の説明で、国が国の権限で行えると。強制的に一方的という言葉ではなくて、国と町と県と協議しながら行えるということなのですが、今までの他町のを見ていると、どうも強引にやられているというような感じが否めないです。ここは、今課長が答弁したように、やはり物すごく重要な事案なのです、帰町宣言。私は、その避難指示解除の宣言と国が行う宣言と町が行う帰町宣言というのは、別々かなと今まで若干思っていたものですから、町は宣言しないのに国が解除したというふうに勝手に解釈していたのだけれども、今の課長の答弁を見ると、おおむね町が了解すれば国が解除を宣言すると。そのほかに帰町宣言はないのだよというようにとれるものですから、やはり町が国と協議する際には、先ほども、くどいようですがれども、住民と十分ひざ詰めでやって、あとは議会の議決をもらって、そういうふうにしてもらいたいのです。確かに帰町検討委員会とか、除染検証委員会とか、そういう外部の人たちもありますけれども、やはり議会の意見を重要視してもらいたい、そういうふうに考えます。

あと、あくまでも20ミリというのは空間線量ですから、やはり最近この8,000ベクレルとか10万ベクレルとかやたらベクレルという言葉が出てきます。その放射線防護という観点からいくと、土壌汚染をやはり何ベクレルぐらいあつたら住民が帰還させられるのかなと。20ミリとイコールの関係で、やはりベクレルもかなり重要視してもらいたいのです。表で子供が遊んだり、田んぼ、畑で作物をつ

くったり、そういうふうなことをする際に、やはり8,000ベクレル以上はあるようなどころに帰せるというわけでもないと思うのです。やはり原子力発電所なんかの構内だと、軍手とかペンチとか、そういう作業を使ったものは、40ベクレルを超えたらドラム缶で廃棄処分すると。かなり高いルールでやっています。やはり町民を帰す際には、ある程度高いルールを設けてもらいたいのです。そういういた考えがあるかどうかも含めてお答えください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） まず、前段の町民、それから議会初め町民の皆様のご意見を十分に、これは当然のことだというふうに思いますし、我々今まで十分ではなかったというふうには認識はしておりませんけれども、より十分にというふうにやっていくことが必要だということのご意見だと思いますので、その方向に向かっていきたいというふうに思います。

それから、土壤の放射能濃度ということでございます。これについては、農地の測定をしていたり、その他場所、場所での測定ということもございます。この土壤の放射能濃度の捉え方も、大変大事なことというふうには思っております。ごめんなさい、ちょっとご質問と離れるかもしれません、この中で空間放射線量ということで表示している部分もございますが、計画の中で。これについては、測定しやすくて一般的にわかりやすいというところでの指標であろうということで、そのような表示をしている。土壤その他、放射能濃度について、我々軽んじているわけではないというところはご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） ありがとうございます。帰町計画ということで、一番大切なのはやっぱり安全、安心の部分かなというふうに感じておりますし、23ページのほうに重要施策ということで挙げられておりますが、その中また細部にわたって28ページあたりからいろいろと書いてあると思うのですが、31ページにあります放射線被曝データの集積というところ、一応入ってはおりますが、こういったところが一番実は重要なのではないかなというふうに感じておるのですが、それが重要施策に反映させていないところがちょっと不安なところがあって、やはりどれだけ被曝しているかというのをきちんと管理してお知らせしなければいけないと。それが例えば1年に1回でいいのかどうかという問題もあると思うのです。そういういた個人の線量管理のシステム構築などがあつて帰町計画になるのかなというふうに感じているのですが、そのあたりのお考えと、ちょっと細かいことになってしまいますが、35ページの防犯施設の整備というところで、センサーライトとかセンサーフィックスピーカーなんていうことで、鳥獣に関してこれうたっていると思うのですが、やはり隣の人がいる場所に帰れるかどうかというのもわからないと思うので、例えば防犯カメラとか、そういったところまで考えていくべきなのではないかなというふうに思うのですが、余りこういうふうに細かく書いてしまうと、そ

こにそれしかできないのかなというふうに感じているのですが、そのあたりのお考えはいかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長補佐。

○企画課長補佐（原田徳仁君） それでは、まず31ページにあります放射線被曝データの集積でございます。こちらは、既に実施してございますDOS E-e、それからD-シャトルを活用した最大限の管理という形になりますが、今のところ各個人に個人手帳なるものを配布させていただき、健康診断を含めながらこの放射線量のほうも記載していただいている部分があります。

システム構築については、また再度検討する必要があるかというふうに考えておりますが、現段階ではまだそこまで行っていない。まだ検討段階だということで、ご理解いただきたいと思います。

また、こっちのほうに掲げたことは、やるのだという町の意気込みとして感じていただければとうふうに考えてございます。

それから、35ページにあります防犯施設の整備でございます。こちらにつきましては、当初記載の内容等については防犯器具等という形にさせていただきました。防犯ベルとかいろんなアイデアが出たものでございますが、そちらのほうカメラについても、などという形で含めていただけるような形の発想でちょっとお願いしたいなというふうに考えておりますし、またこちらのほうのアイデアにつきましては、帰町検討委員会からもやはりこちらのほうは導入に向けて強くやっていけば、戻る方が正直最初は少ないかという不安がございます。ですので、こういう安全、安心を生む施策をしっかりと構築してほしいということがありまして、こっちのほうに改めて記載させていただいたところでございます。よろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長、ありますね。

健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） 31ページの放射線被曝データの集積につきましては、昨年度から個人積載の線量計を購入いたしまして、現在希望者に配布しております。これは、議員ご承知だと思いますけれども、ことしはそれを回収いたしまして、データの分析を行いまして、個人にそのデータを送付する今作業をやっております。今回収全てが終わったわけではありませんが、それらの作業中でございまして、回収されたデータにつきましては、全て個人のほうに鋭意報告する。それと同時に、町のほうでもそのデータを管理をしまして、置くというふうな形の考え方があつございます。

それから、その中で健康手帳というものをつくっておりまますので、健康手帳の中にそのデータをファイルしておいていただくということで、町の健康相談とかそういったときにあわせて支援をしていくというふうな考え方で今対応しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） ありがとうございます。

35ページの防犯等については、前向きにどういうのが町民の皆さん安心につながるかというのを考えて、ぜひいろいろとやっていただきたいというふうに思います。

今の個人線量の件なのですが、D一シャトル使っていて1年間の積算線量計でどのくらい被曝したかというのがわかるというのはわかるのですが、帰町計画ですので、帰ったときに本当にどれだけ被曝しているかというのは、1年単位でいいのかどうかというのがちょっと疑問なので、そういったところは重要施策の中にも取り上げていただいて、ぜひそれが1週間なのか1ヶ月なのか、例えばご年配の方でその使い方がわからないとかという方もいらっしゃるかもしれない、きちんと町のほうでそれを管理できるようなシステム構築が必要だというふうに思うのです。それがなければ、なかなか帰町計画にならないというふうに私は思うので、そのあたりのお考えはございますでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参考兼健康福祉課長（猪狩 隆君） お答え申し上げます。

個人積算線量計の管理、現在避難中だということもありまして、1年に1回の配布と1年に1回の回収でのデータの分析というよりも集積、収集をしておるところでございますけれども、今後帰町というふうな形になりますと、積算線量計であっても1年間の電池がもつというだけでございまして、それは1年間使えるというふうなことで大変有利性があるわけでございますが、帰町になったときは町のほうで今考えているのは、そういった放射線の専門的な相談員を町に配置しまして、常時その生活をしている中での積算線量が1日のうちでどのくらいあるのかとか、幾月、1ヶ月の中でどのくらいあるのかという積算線量も含めまして相談できる体制、そういったものはつくっていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） ありがとうございます。

そういった形で考えてやっていただけるというのであれば、帰町計画になり得るのかなというふうに思いますので、ぜひこの安全目標の中、基本目標の中です、23ページ。重要施策の中にも、やはり個人の線量管理というところを入れていただきたいというふうに私は感じるのですが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長補佐。

○企画課長補佐（原田徳仁君） ご意見ありがとうございます。23ページに、そちらのほうにつきましてはご意見としてさらに記載するような形で前向きに検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） ありがとうございます。安藤議員と重複するのですが、まず11ページの帰還

困難区域の将来の検討ということなのですが、この帰還困難区域にあり、検討を国、県、町との協議、住民の座談会等の開催となっているのですが、困難区域であろうが何であろうが、今回の事故は国の責任が大きくあると思いますので、やっぱり絶対もうこれは除染はしてもらわなくてはならないし、最近の動きだと困難区域の除染も大分動きがよくなっています。

私は常々言うのですが、やっぱり年間15回から30回今許可もらって入っていっているわけですが、そのときにやっぱり被曝線量がちょっとでも低減させるのが国の責任ですので、そんな住民座談会どうのこうの、こんなことはうたわないできっちりやってもらうという方向性で示していただきたいのです。住民がやってほしくないと、大半の住民がそういう意見が出てやらないとするのであれば、もう困難区域全部国に買い取ってもらう、そのくらいの意気込みでやってもらわないと、やっぱり個人の財産ですので、その辺はしっかり考えてもらわなくてはならない。その辺ひとつお願ひします。

あと、12ページなのですが、帰町計画ですから、これまち・ひと・しごと創生総合戦略。帰町計画ですので、帰町計画の中に20ミリシーベルト以下になることが確実であること、こんな甘ぬるい表現ではだめです、これ。法律では1ミリなのですから、こんな20ミリなんて入れないで、本来であれば町が最大限譲歩して例えば3ミリとか、4ミリとか、とりあえずそういう目安にするなら理解しますけれども、20なんてまるっきり国で言っている数字ですので、本来やっぱり帰町を目指すときには、おばあちゃんからおぎやあと生まれた子供まで帰れるような数値を目指すのが本来の私は仕組みだと思うのです。ただ、それを待っていたのでは30年も50年もかかるから、町がなくなってしまうと。町を存続して復興させるには、私はあしたにでも帰町宣言したいくらいなのです。そういう状況の中ですけれども、20ミリなんて、こんなとんでもない数字は絶対あり得ないと、私そう思いますので、この辺数字を入れるのであれば、きちんとやっぱり町のほうででは何ミリならいいだろうと、そういう表現をきちんとしないと。でなかつたら、最低でも1ミリ以内に近づけるという表現をしていかないと、20とんでもない話だ。20であれば、困難区域でも今帰町宣言できます、年間20ミリなんて甘っちょろい数字を言うのであれば。

これを前段に言わせてもらったのが、15ページから帰還に関する考慮要件となっていますが、これ一番最初の表のやつを見ると、もう帰還できる条件が全てそろっているのです。これがそろっている中に20ミリなんていう言葉出てきたのでは、ちょっとギャップが余り激し過ぎるのかなと思うのです。この3番目の表なんか見ると、例えば消防署の町内の再開、24時間常駐するということなのですが、24時間常駐するまでは、多分新しい消防署ができるまでは、24時間常駐は難しいのかなと思うのです。だから、何年先になるかわからないような状況です。ただ、一番最初ずっと何ページまでですか、これ。19ページまでですね。これまで見れば、一番最初の条件はもうほとんどクリアできるのかなと。帰町の宣言も、早ければ29年4月というのも理解できるのかなと思うのですが、ただ20ミリなんて数字入っていたのでは、私は理解できないです。その辺をやっぱりもう少しこの国の言うことだけではなくて、先ほど5番議員に対しての答弁で、検討委員会とかそういうところで決めていきますよとい

う話は林課長のほうから十分お聞きしましたが、やっぱりこういう数字も一番最初の根拠になりますから、これが国の機関に見られたら、帰町宣言する目安として20というの入っているでしょうなんて言われたのでは、もうどうにもならなくなってしまいますので、ぜひその辺を理解していただければありがたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 企画課長補佐。

○企画課長補佐（原田徳仁君） まず、大きく3つのご質問あったかと思います。まず、住民座談会の開催でございますが、こちらにつきましては、ちょっと表記の仕方という形になってしまふかと思います。帰還困難区域の将来を検討するに当たって、住民座談会をするというものではなくて、こちらは帰還開始目標時期を1年後に見据えた中で、当然のことながら意見を拝聴するということもあります。ですので、帰還困難区域だから座談会をやるというわけではなく、全ての点について町の現況を報告し、さらに評価も報告しながら意見のほう交換していきたいなというふうに考えている意味でこちらのほう記載してございます。

なお、表記の仕方については、再度勉強させていただきたいと思います。

2つ目でございます。12ページに記載しているものでございます。こちらは、ちょっと表記の仕方が非常にまずかったのかなというふうに反省しておりますが、こちらは町の帰町計画というか、帰町判断のものではなく、国が今示しているというもので、参考という形でちょっと掲載したつもりでございますが、この流れからいいますと、そのように感じられる部分もありますので、こちらについてはレイアウト変更するとか、いろいろちょっと工夫をさせていただきたいと思います。

それから、3点目でございますが、15ページ以降のこの表の見方という形になるかと思ってございます。まず、安全の確保の点、15ページを参考に申し上げますと、安全の確保につきましては、中項目として7項目挙げさせていただきまして、町としてはその評価対象を軸に評価していただきながら意見をいただくという考え方でございます。また、その評価する状態、町の状態がどのくらいにあるのかなというのが右側にある3つの区分に分けているような形になりました、右に行けば行くほどより充実している町であるという形になりますが、ここは町が評価するイメージでもあり、個人の方々が自分のうちはどうなのだろうということで、また自分でその帰還の時期を判断していただけるものと、資するものというふうに考えたイメージを作成させていただきました。

条件設定とかいう話になりましたが、まず二次計画の中でも掲げておりますとおり、町としては個人の考え方を最大限必ず尊重しますということを掲げております。そこで、条件を町が設定するということは、これらとちょっと相対するものかなというふうに考えてございます。このため、帰還開始条件を設定する考えは今のところはなくて、これから専門的分野の方々による客観的な評価と議会を始めとする住民の皆さん 의견を拝聴しながらしていくものかというふうに考えてございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 1点だけ補足をさせていただきたいと思います。

ご質問の最初のほうに、帰還困難区域の除染は基本だというふうに議員おっしゃられました。我々もそのとおりだというふうに考えておりまして、困難区域の除染計画が立てられ、実施できるようにと場面、場面、その都度、都度で国のほうに要望しているところでございますので、困難区域の除染は基本だというふうに考えているというところは、同じだというふうにご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 課長、消防の常駐時期の件について。

安全対策課長。

○参考兼安全対策課長（横須賀幸一君） お答えいたします。

常駐時期という形で、ここは評価というところで、常駐すればもう完全に帰町できるというような評価イメージでございます。

ただ、常駐については、今消防本部といろいろと協議をしている段階でございます、庁舎を建てながら。ただ、その前にできるものはしていただくというような形で今協議していますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） ありがとうございます。ほぼ理解はできたわけですが、まさに課長から追加答弁いただきました。ありがとうございます。

ぜひこの困難区域に関しては強い意思で、町長初め強い意思で要望していただいていることは十分わかっていますので、ここの中の文言でもやっぱりきつくイメージづくるような表現していただければありがたい。

あと、補佐のほうから12ページに関しては、国の今言っている中身だよということで載せてくれたということなのですが、これはちょっと理解しがたいところありますから、これを載せないで法律では幾らで、検討委員会なりで考えていくよくらいの文言のほうがいいのかなと思いますので、ぜひお願いします。

あと、その表のことを言いましたが、やっぱり町民の懇談会やいろいろやって最終的に決定していくということ、これは私はすばらしいことだと思うのです。ただ、現実的にはなかなか難しいと。冒頭で林課長のほうからもそういう答弁ありましたが、1回やつたらいいのか、10回やらなければならないのか、5回でもうほぼオーケーだよというのか、これはもう反対はどこまでいっても反対ですから、何回説明やって聞かせても反対。説明聞かせなくとも、説明会やらなくても、あした帰りたいという人はもう手を両腕挙げてあした帰りたいのですから、だからその辺のころ合いは十分見なくてはならないと思いますが、やっぱりこの表を見ますと、帰町の目安として一番最初に並んでいること

がさっき言った防犯体制であれば、一部再開していますよということを書いてありますが、最終的に消防署が24時間常駐できるようになれば、これはもう完璧ですよね、震災前の状況に戻るわけですか。

だから、一番最初に並んでいる文言でやっぱり目安として考えていった場合には、もう全て大体そろって帰町を目指す材料としては私は完璧になっているのかなと思うのです。2段階、3段階と進んでいくわけですから、そういう意味で町のほうはかなり努力して、Tom一とむのオープンとか、診療所のオープンとか、災害復興住宅の先行50戸とか、もうできないような事業をとにかくこなしているわけですから、そういう意味で言うと、やっぱり一番の問題は放射線量なのです。だから、放射線量に関しては、余り甘い文言は書かないでほしいというのが私の要望なのですが、多分皆さんもそういう考えは持っているのかなと思うのですが、この中身をずっと見ますと放射線の文言結構出てくるのですが、それが20ミリから比較していくともう全部完璧になってしまいますので、その辺をぜひ気をつけていただきたいというのが私のお願いなのです。その辺はどうでしょう。

これ、帰町に当たっては、早ければ29年4月に帰町を目指すよということですので、私は帰町を目指す材料は、99%もう新年度中盤から後半には完璧にそろってくるのかなと思うのですが、いかんせん放射線量の問題だけです。だから、その辺は検討委員会とかいろんな部分で何ミリだったら大丈夫でしょうという線まで出せるのか、出していただければありがたいと思っているのですが、その辺はどうなのでしょう。

○議長（塚野芳美君）企画課長。

○企画課長（林 紀夫君）お話、ご質問の中段で町の事業に対してのご評価をいただいたということでありがたいということをまず申し上げたいと思います。

ご質問のその放射線量が一番大事なことなのだ、我々もそう思っておりますし、先ほどの別の議員からのご質問でも、そういうつもりでお答えしました。繰り返しになるかもしれません、我々がその国が言っている20ミリシーベルト相当以下であればというところをよしとしているわけではないということは繰り返し申し上げますが、だからといって何ミリで皆さん帰れますよという、その線は引けないということもご理解いただきたい。それは、第二次復興計画の中でも町民皆様のその一人一人のお考えを尊重しますと言った以上、以上という言い方もあるのですけれども、お考えを尊重しますということでございますから、1ミリシーベルト相当以下でなければという方も当然おられますし、いやいやという方もおられますし、その考え方方が幅広なので、線が引けないというところを申し上げているつもりでございますので、そこはご理解いただきまして、そのところはさまざま各種委員会、その除染検証委員会で専門の方々もたくさんおられますので、その状態を評価していただいて、その状態を評価したものを町民皆様にお知らせしながら、この状態です。申しわけないですけれども、その状態を町民一人一人皆様が自分に照らし合わせてお考えいただいて、この状態であれば私は帰還、帰町できる。私はまだまだ、そういう判断をいただく。そういう流れで表もつくっております。

くどくなりますが、15ページの表については、3段階に分かれているようなイメージで大変我々つくりちょっと苦労はしていたつもりですが、説明も足りないところもあるという反省はしています。一番最初の縦の欄が、これが最低条件ですよということではないということはご理解いただきたいと思います。この評価のイメージでございますので、これがそろったから避難指示を解除すると判断するということではないということだけはご理解いただきたいと思います。この部分に達していなくても、もしくはこの部分に達しているのだけれども、もっといかなければ避難指示解除はできないよねと町が判断する場合もありますし、当然町民の皆様、議員の皆様もそういう判断をするご意見があると思います。それらを総合的に考慮して判断してまいりというところでの帰町計画のつくりだというところは、くどくどで申しわけないですが、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（塙野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） ありがとうございます。

この表に関しては、まさにそのとおりなのかなと思うのですが、申しわけないですけれども、参考資料で載せてもらったこの表と20ミリを組み合わせて考えていくと、そういう判断になってしましますので、この表でいけば一番最後に載っている表で帰町宣言できるのであれば一番いいことですが、先ほど言ったようにそれは多分そういう状況になるにはかなりの年数かかるのかなと思いますので、私はどっちかといったらもう帰町宣言するのであれば、あしたでもいいと思っているほうですから、帰りたい人がいる以上は、やっぱり行政として帰してやるのが筋論だと思っていますので、帰らない人に首に縛つけて連れていくわけではないので、私の根本的な考えはそういうふうな考えです。

この表も、すばらしい私は表だと思って評価しています。ただ、この表を見て私のような間違った見方をする人が多分出てくるのかなと思いますので、その辺に捉えてミリ数なんか入れると大きな問題が発生すると思いますので、ぜひその辺線量、放射線に関しての文言は十分気をつけていただきたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひいたします。要望しておきます。

○議長（塙野芳美君） 要望でよろしいのですね。

○12番（渡辺三男君） はい。

○議長（塙野芳美君） そのほかございますか。

6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。2点ほどお聞きします。

1点目は、24ページの基本目標2定住促進の中で2番目、災害公営住宅建設というものの中に町営住宅の利用のことも書いてあります。これについてちょっとお聞きしたいのですが、今町民の方たちが富岡に帰るという意識の人たちの中に、高齢者の方また職業をされていない方、また低所得者の方が帰りたいと。ただ、今つくっている災害公営住宅につきましては県営であり、ちょっと家賃的に将

来る不安が出てくると。そういう場合、低所得者が今まで町の場合はある程度それなりの金額で町営住宅を住んでいた方たちが、そのような形でこの利用ができるのかということを随分心配なさっている方が多いので、その点のこの利活用についてちょっと詳しくお聞きしたいということと、もう一点、基本目標3、富岡の文化の継続再生・継承ということで、これは前から言っている富岡町の心の復興の中で重要な箇所だと思っています。その中において3番目、災害前のふるさとの富岡の郷土の芸能保存と継承と書いてあるのですが、実際的にこれは今まで震災前は民間の方々が個人で出し合っていろんな芸能、またはその継承してきております。まして、そういう状態の中において、もしこの継承を町が推進をするのであれば、そういった人の支援とか支援金とか出すのを含めての努めるというのか、そこのところもう少し詳しく教えてください。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） 町営住宅の件についてご質問ありましたので、お答え申し上げます。

町営住宅につきましては、比較的新しいものは帰還困難区域のほうにあります、それから建設年数がたっているものが居住制限、それから避難指示解除準備区域のほうにあるというような状況でございます。また、今回の震災、それからこの避難の中で、木造のものについてはかなり傷みも激しいということで、これらについては被害状況を調査した上で取り壊し、あるいは修繕というものはそんなに出てこないとは思うのですが、取り壊しが多くなってくるものというふうに今考えております。

ご質問のありました高齢者あるいは低所得の方、こういった方が戻られてくるということは、当然私ども考えてございますので、その辺の方に対応するような住宅について、これは災害公営住宅50戸先行で整備はされますが、それも含めた形での町営住宅のあり方というものについては、今検討をさせていただいているところでございます。

清水にある町営住宅4階建でもございますが、例えば高齢者の方が入るとすれば、現在そのエレベーター等もございませんし、各階ごとに通路があるという建物ではございませんので、新たに設置するというのもなかなか難しいというようなこともございまして、それらも含めてその低所得者あるいは高齢者向けの住宅ということも考えてまいりたいと思っておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（石井和弘君） それでは、2点目の震災前のふるさと富岡の郷土芸能等の保存継承に努めますという部分でございますが、震災以降この郷土芸能等については、休止の部分が大分多いということで、一部再開しているところもございます。これらにつきましては、文化財保護審議会等も再開してございますので、その文化財の再開に向けた仕組みづくり、今議員さんおっしゃったような補助的なものも含めまして、その仕組みを再度検討していきたいなというふうには思ってございます。できれば、町内での再開も視野に入れながらの検討を進めていきたいとは思ってございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。

まずは、最初の1番目のことのご回答については、その理解はできますが、一番今町民が心配しているのは帰りたい人たち、向こうに行ったときに同じような生活ができるかという不安はもちろんあります。ただ、できるだけそういう低所得者また仕事ない方、高齢者の方たちは、家賃もそうなのですが、基本的に生活に回していくたいという方が多いと思うのです。ですから、これは県営災害公営住宅では県営住宅なので、無理だとしても、町はそういう方たちは見なければいけない、またその支援していかなければいけないということに対しては、町営住宅がやっぱり頼りになると思いますので、その点を踏まえてこれから検討課題としていただきたいと思っております。

あと2番目につきましては、今のご説明で理解できるのですが、実際的に私が言いたいのは、ただ町の関係のイベント云々はいいとしても、宗教的なものというものについては、町がてこ入れするということが現実的にできません。まして、民間でやるものでありまして、ましてやそういうものがイコールお祭りというコミュニケーションの場をつくってきているのも現実であります。そういう面に関すると、人がふえてこないと民間ではできない。そういう面に対して、そういう乗り越えて支援というのをしていくのですかということを言っているだけで、別に今までの形にされるのはいいのですが、そういう状況というのは無理だと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長、県営であれ町営であれ、公営住宅の家賃の決め方のルールの点も含めて説明をしてください。

総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） ただいま議員のほうからお話をありました家賃、当然所得の低い方でございますので、家賃の設定について、それから入居の条件、そういったものについては、十分に考慮してやってまいりたいというふうに考えております。

公営住宅のその家賃の設定条件といいますか、それについては、現在不勉強のためちょっと理解しておりませんので、後ほどお知らせいたしたいと思います。

そういったことで、家賃等の設定も含めて町民の方が戻ってこれるような町営住宅というものを考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 企画課長補佐。

○企画課長補佐（原田徳仁君） 25ページ記載の郷土芸能等の保存、継承関係でございますが、議員おっしゃられているとおり、宗教的なものには町としてかかわりはなかなか難しい部分でございます。また、人がいなければそれを継承することもできないということもあります。

このお考えにつきましては、検討委員会の中からもやはり出ておりまして、継承するに当たり高齢者の方々が後継者がいない、そういう機会がないというふうになっております。町としては、そのお話をだけでもというわけでもないのですが、先ほど出ておりましたその仕組みづくりを検討しつつも、

そういうふうに考えてございまして、具体には19ページに書いてあります郷土文化の中の、表現が適切かどうか定かではございませんが、そのステップ的には人、ですからそこの地域にいた方々が集まれる機会をつくっていきましょう。その中で、今度できる、イベント等が開催できる、イベントというか祭事でございますが、それができる機会が態勢が整った上で初めて実施できるというふうに考えてございますので、最初の段階のときに町のほうは支援のほうをしていきたいなというふうに考えてございます。支援としても、いろんな支援があろうかと思います。人的支援、それからその事務的な支援、補助支援、いろんな支援があるかと思いますが、こちらにつきましては先ほど教育総務課長からありましたとおり、仕組みづくりの中で検討していくいきながら、途絶えることのないように努めていくのが行政の務めだと考えております。

○議長（塚野芳美君） 6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） ありがとうございました。

1番目のものにつきましては、今の説明で十分理解させていただきました。

2番目につきましては、帰町した上人口的な状況も踏まえてこれから検討するということで、ただ一応何分人が集まらないとできないというよりも、プラスお金も集まらないということでとまってしまっているのもあると思いますので、その点も十分踏まえて考えていただきたいと思います。

終わります。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） 大体これ私たちは、2冊のやつはおおむね了解はできるのだけれども、肝心かなめの津波、地震、これは自然災害、人的災害の東京電力の1Fのほうが工事工程とかそういう日程がはっきりして見えてこない。そうしたときに一番懸念するのが一生懸命こうやって詰めて書いてしまって申しわけないのだけれども、詰めてきてても、文言が削除されたり、別な意味合いの文言が入ったり、これページで来ているから大体部署はそれなりの順序で進むのかなと見てきたのだけれどもこの順番も変わらようになってくる。直接人が住む、解除になって富岡に戻って住む、規制のかかった仏浜、毛蓋地区は住めないから、建てられないから、あそこら辺の護岸工事だって結局30年3月31日の工期で県が発注している。富岡川、紅葉川にしても30年3月31、これから発注してくる浜街道にしても、防風林にても多分同じく30年3月31で切ってくるのか。二、三日前の新聞見たらば、ちょっと延びるような工期が気配もあるのだけれども、そうなったときに今言った東京電力の廃炉、除染関係のしっかりした工程としっかりした作業が進まないと、ここに書いてある分も幾らかずれ込んだり、修正が必要になってくる可能性があるのですけれども、1Fの動向関係は今言った内容は確認とれてますか。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（横須賀幸一君） お答えいたします。

1Fの工程については、毎回原特のロードマップの説明とか、いろいろ説明はさせていただいていますし、町のほうにも毎月ロードマップの説明は来ていますので、ある程度工程については把握しながらやっている。ただ、先は長いです。やっぱり30年、40年というところではありますが、工程の中身はしっかりと確認をしながら進めていくということでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） そうしたならば、凍土壁にしても結局新聞に出ているとおりの内容みたいなのだけれども、あの報告からしたって今課長の言う答弁したのがずれてきてしまうのだ。3カ月に1回特別委員会で1F、2Fの云々かんぬんは聞いていますけれども、いまだかつてしっかりと100%公表したとおりいったことは1回もありませんから、震災後。

そして、つくるときにここに2016年2月4日作成の中、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原発発電所事故による地震、津波、原発、災害となっているけれども、これは原発事故だ。あくまでも災害は、地震と津波まで。複合災害により壊滅的な被害を受け、全町、全域が避難指示区域になったのですから、このなった要件をよくばらして精査して当てはめたやつをつくってもらわないと、絵に描いた餅になりますから、29年4月といっても、前から全協でも特別委員会でも定例議会でも工程が合わないのです。11月のときに井上副大臣にも言って、全然合いませんよとわかりやすい富岡町の例を挙げて言ったらば、さっき12番議員言った困難区域の除染もちょっと早またみたいたけれども、困難区域の除染関係、今追っかけ発注してくるのかどうだかわからないけれども、そこら辺もこの中にも関係してくるわけだから、居住制限と困難区域。一番狭いところだと、あぜ道だとかそういうところで線引かれて、居住のない居住制限区域だったりいけれども、解除になるであろう居住制限区域の住まいがあって、二、三メートルが困難区域で除染やっていませんと言ったらば、手挙げて帰る人は少ないでしょう。これも前から言っているわけだし、そこら辺も今まではつきり言って23年3月、富岡町から避難して川内、ビッグパレット、きょうまでここにいる執行部で富岡町災害本部の中身わかっている人何人います、もう。何人いますか。だんだん風化していくから、最初のスタートのときに何で避難したのか考えてやってもらいたい。

くどくど細かいこと余り言いたくないけれども、私は言いたい。やってもらいたい。その上で、国の打診を29年4月なら4月話を聞いて、皆さんが言うように区長会でも議会でも執行部でもよく話し合ってクリアできるものであればのめばいいし、のめないのであれば躊躇するしかないし、ただし帰りたい人はきょうにでも帰りたい人いますから、そういう人らの救済はしなければならないと思います。だから、23年3月11日、炊き出しのおにぎり握ったときからのこと思い出してください、きょうまでの。答弁は要りません。私の言いたいことです。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君）済みません、1点だけお願ひします。

50ページ、教育施設の充実なのですが、町のことで町内の小中学校のみ書かれているのですが、49ページには大学の誘致とかそういうことも書かれている以上、富岡の高校を全く1行もなしということはないのかなというふうに思うのですが、高校に関してはどういうふうな見解なのでしょうか。

○議長（塚野芳美君）教育長。

○教育長（石井賢一君）それでは、遠藤議員の質問にお答えします。

現在帰町に向けての検討課題になっておりますので、今教育委員会といたしましては、町内に戻ってくる子供、また区域外進学している子供たちの教育環境の整備を最優先に進めているところであります。

なお、高校につきましては、県教委との間で今後どういうふうに進めていくべきかということについては、少しずつではありますが、話し合いを進めているところではあります。29年、富岡高校も来年末には休校になってしまい、子供たちの戻ってくる状況、また富岡町の環境等を十分に鑑みながら、富岡高校の再開に向けても今後力を入れていきたいと考えています。

以上であります。

○議長（塚野芳美君）4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君）今教育長の答弁で、高校の再開も考えていくことであれば、この中にも5年計画ですので、5年後までの計画ですので、やはり高校という言葉は入ってきたほうがいいのかなというふうに思うのですけれども。

○議長（塚野芳美君）企画課長、答弁いただきますけれども、県立高校の部分ですので、町としてはある程度の調整はできても、その辺も含んで説明をいただきます。

○企画課長（林 紀夫君）今議長からも注意があったとおりのことでございますが、我々としてはそこに入れ込めるかどうかを含めて検討委員会の中で検討をしてみたいと思います。

前段の注意事項も確かにございますので、そこを踏まえてという検討になると思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君）よろしいですか。

○4番（遠藤一善君）はい。

○議長（塚野芳美君）そのほかございませんか。

3番、早川恒久君。

○3番（早川恒久君）人口の推計についてお伺いしますが、人口目標として31年度末3,000から5,000人という目標を挙げているわけですけれども、その中で1,600人は原発の従事者ということだと思うのですけれども、この推移の方法については、後ろの56ページから書いてあると思うのですけれども、これを考えるのに大分苦労はされたと思うのですが、実際にこれはあくまで予想であって、誰もどのぐらいの人口になるかということはわからないと思うのですけれども、実際にやはり富岡町が

帰還宣言して今後その自立というのですか、町として自立はどのぐらいの期間で考えているのかちょっとお伺いしたいのですが。

○議長（塚野芳美君） 企画課長補佐。

○企画課長補佐（原田徳仁君） 人口推計の件で説明させていただきます。

まず、56ページ以降につきましては、その計算方法といいますか、条件設定のほうさせていただきました。これから富岡町の、あくまで推計ではございますが、現在の状況でわかるその意向調査等々のほうのデータのほう入れますと、60ページに記載しております、上段でございます。こちらのほうで平成32年、5年後には一番厳しい条件といいますか、こちらが26年3月に示させていただきました町づくり計画の中での条件をそのまま踏襲したもので、一番幅、5,500となっているのが今般福島県のほうで出されました人口ビジョンの条件設定をしたものということで、幅がもう正直その倍ぐらいのあるという形になってございます。そんな形で、議員おっしゃられるとおり今段階では推計かなり厳しいのでございますが、その32年、37年、5年スパンでこのような形で人口のほうの流れはなっていくのかなという推測をさせていただいているものでございます。

また、1,600人の根拠といいますのがその63ページに記載しているとおりでございますが、条件のほうにつきましては、先ほど26年3月に示したものと踏襲しているというものもございまして、1,600という数字を生かさせていただいたところでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 3番、早川恒久君。

○3番（早川恒久君） ありがとうございます。

現実的にやはり考えていくことも必要であると思うのですが、今は国の支援があって税収が賄われていると思うのですけれども、今後いつまで国が面倒見てくれるのかというところも大変重要なと思っております。その辺は、この中には記載されていないのですが、実際に町民が帰って町税を今度本当に払っていくということになりますけれども、この人口の推移を見たとしても、高齢者がやはり多いということで、全国的にも高齢者が多くて過疎化で町 자체がもう成り立たないという現状があるかと思います。そんな中で、富岡町はもっとそれ以上に厳しい状況になってくるのは予想されると思うのですけれども、例えば今は医療費、介護保険料がかかっていない。ただ、これがいつまで続くかは近々多分削られてくるかと思うのですけれども、特に介護保険料なんかは、全国的にも相当上がっています。富岡町も、上げざるを得ない状況になってきます。そんな中で、税収がない富岡町に高い介護保険料、町税がこれから上がっていったとすれば、そういうところで町民はでは富岡は高いから帰らないというふうに考える方も実際にいると思うのです。ですから、そういう税収の面でも、ある程度この人口と比較してどのぐらい税収が上がるのか、そういうところもやはり加味した上でこの推移をしていかないと、先々富岡町がどうなるか、合併するのかどうかも、この中では関係機関と連携強化とはありますけれども、合併しようというそういうところまでは実際に掲げられておりません。

また、この55ページに記載されていますけれども、これが本当に各近隣町村と同じ考え方であるのか

その辺も私的にはちょっと不安に思うところもあるのですけれども、そういったことも踏まえていかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長、合併云々とかというそれは本筋ではありませんので、帰町計画に対する部分の説明を求めます。

○企画課長（林 紀夫君） まさしくお答えは、申しわけございません。本計画はというところをご理解いただきたいというふうなことがまず前段にお答えしたいと思います。

この計画期間に対する考え方を示すもの、それから帰還に関する考慮要件を整理し、お示しするもの、それから町内の生活環境を充実する施策をお示しする。これ充実させる施策をお示しするということでございますが、項目出しに近い形でのお示しの仕方になりますので、今後場面、場面、それからその時々の状況によってそれが具体化されてくる、事業が具体化されてくるというようなイメージでいただければと思います。

まずは、より多くの方々に町にお戻りいただいて復興の第一歩を歩むというのが1つ目的でございますし、まさしくその後に地方創生総合戦略というものが今早川議員、それからいろんな議員皆様ご質問いただきましたが、本当の意味でそこに入ってくるのだろうというふうに思っております。ご質問の回答にはなりませんが、この計画はそのようなものであると。それから、ご質問いただいたさまざまのことについては別な場面、別に担当、それから別な機会に検討しているものもありますし、時期によって検討を始めるものもあるという、そのようにご理解いただけたらと思います。

○議長（塚野芳美君） 副町長。

○副町長（齊藤紀明君） 私のほうからも、補足してご説明を申し上げたいと思います。

まず、議員のご質問というかご懸念というのは、いろいろ調整懇談会等をやっていても、多くの方に同じようなご指摘を毎回と言っていいほど受けております。ですので、それ今何をもって自立かという論点はあるのです。あとは、国の財源補填がいつまで続くか、これも非常に重要で、その視点での検討というのは、この帰町計画とは切り離すというとあれですけれども、また別途これはしっかりとやっていくというのは間違いないところであります。ちょっと後で補足したいのですが、それも。

まず、この帰町計画で何ゆえ人口を書いているのかというと、ご承知のように国のまち・ひと・しごと創生総合戦略に受けた町の地方総合戦略としての位置づけを兼ねています。その総合戦略には、人口を先ほどご指摘あった消滅自治体とか、そういった提言を受けて政府が動いているので、人口をちゃんと明記しろ、そういうのを意識してという趣旨もあって書いていることでございまして、我々この人口だったら自立できるからという分析をして書いたものではないということです。今この状況において想定されるケースを何個か設けた上で、先ほどの3,000から5,000というような数字を出したというところでございますので、まずその点はご理解いただきたいと思います。あと、この計画上の位置づけはそういうことでご理解いただきたい。

あと、ご指摘の部分の件については実はまず福祉、私も全く一緒です。介護とか福祉は、ますます

今後連携とか広域共同事務とか、そういう部分が本当に必要でないかなというふうに私も常々感じているところです。今状況としましては、先週、今週と双葉郡の副町長会議とか、あとは12市町村の将来像においては、連携してできるものはというところの議論を深めております。これは、間違いなく深めておりますので、先ほど合併という言葉出ました。合併等の問題は別に、今自治体ができるもの、あるいはやったほうが効率的なものの議論というのは、今後いろんな場面で深まる、あるいはその意識で各町村いるというところは間違いないところでございますので、議員のご懸念まさに町民の皆さんのが岡成り立っていけるのかというところは、非常に関心事項でありますので、その辺受けとめながら今後町政運営していきたいと思いますし、国、県との連携を深めてまいります。計画上の位置づけは、申し上げたとおりでございますので、ご理解いただきたい。

以上でございます。

○議長（塙野芳美君） 3番、早川恒久君。

○3番（早川恒久君） ありがとうございます。

今回は、この帰町計画ということで、そういう企画課長から今答弁ありましたように、そういうところはまだ考えていないというのは理解はするのですけれども、やはり私が今申し上げたことは、町民が一番不安に思っている。特に帰ろうか帰らないか迷っている方にとっては、非常にこれ不安になっているところでありますので、このところは早急に進めていただいて、やはりこういう富岡町というのも一つの民間で言えば会社ですので、先々どのぐらいの収支があってというのが大変重要なってくるかとは思いますので、その辺を早急に検討して進めていただければと思います。要望です。

○議長（塙野芳美君） 暫時休議します。

休 議 (午後 零時10分)

再 開 (午後 零時10分)

○議長（塙野芳美君） それでは、再開いたします。

1の帰町計画（素案）についての件は以上で終わります。

午後1時まで休議いたします。

休 議 (午後 零時11分)

再 開 (午後 零時59分)

○議長（塙野芳美君） それでは、再開いたします。

次に、2番の特例宿泊についてに入りますが、説明に入る前にお手元に配付したとおりの出席者でありますけれども、内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官、松井様には、代表してご挨拶をしていただき、その後5名の方には自己紹介を続けてお願いしたいと思います。

松井さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官（松井拓郎君）　内閣被災者生活支援チーム支援調整官をしております松井でございます。先々週に続きまして、今回また特例宿泊のご説明の機会を頂戴いたしまして、まことにありがとうございます。

前回私どものほうから、3月からの特例宿泊の実施ということについてご提案を申し上げさせていただきまして、その際に幾つか防犯の件であるとかなどについてご指摘を頂戴しましたので、今回その調整結果を含めましてその改めてのご報告ということで機会を頂戴いたしました。まことにありがとうございます。

それでは、私どものほうから後ほどご説明させていただきますけれども、まず私どもの自己紹介のほうからさせていただきたいと思います。

○議長（塙野芳美君）　済みませんけれども、お名前おっしゃっていただけませんか、後ろからでまるっきり見えませんので。

中川さん。

○環境省福島環境再生事務所建物解体廃棄物処理推進室長（中川正則君）　環境省福祉再生事務所、中川でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君）　小西さん。

○原子力災害現地対策本部住民支援班員（小西良太郎君）　原子力災害現地対策本部の小西と申します。よろしくお願ひします。

○議長（塙野芳美君）　藤田さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課長補佐（藤田宏篤君）　福島県再生事務所の藤田と申します。よろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君）　若松さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課事業管理専門官（若松佳紀君）　お世話になっております。環境省福祉環境再生事務所の若松と申します。よろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君）　瀬田さん。

○環境省福祉環境再生事務所県中・県南支所長（瀬田文治君）　福島環境再生事務所県中・県南支所の瀬田でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君）　それでは、説明に入っていただきますが、説明は着座のままで結構ですので、説明をよろしくお願ひいたします。

企画課長。

○企画課長（林 紀夫君）　お疲れさまでございます。本日は、先日の全員協議会でご指摘いただきました特例宿泊の際の警察、消防の体制、それから放射線に関する管理体制などについて、国において関係機関と調整を行った結果を報告いただき、議員各位のご理解を求めるものでございますが、まずは特例宿泊についての町の基本的な考え方を説明させていただきたいと思います。

特例宿泊は、避難指示解除準備区域並びに居住制限区域において住民の夜間滞在、それから宿泊を一時的かつ短期間に認める制度で、宿泊を望む町民の希望をかなえるものというふうに認識しております。町民の宿泊希望を可能な限りかなえることは、町の務めであるとも考えております。また、特例宿泊の実施については、早ければ平成29年4月の帰還開始を目指すとした町目標の1年前となる今、さまざまな課題を抽出し、解決してまいらなければならない時期とも考えていることや、ライフライン復旧が概成し、生活圏における除染が完了する見込みである時期であることを踏まえて、国からの提案を受け、検討しているものでございます。

なお、特例宿泊は、避難指示解除の前段行動であると理解いたします準備宿泊とは実施の性質が異なるものというふうにも理解しております、先日の全員協議会での国からの回答のとおり、特例宿泊の実施が避難指示解除に直接的につながるものではないと町は認識しているところでございますので、このことは申し添えたいというふうに思います。

では、ご指摘いただきました特例宿泊期間中の警察、消防の体制などについて、内閣府被災者生活支援チーム、松井さんより説明をいただくこととします。よろしくお願ひします。

○議長（塙野芳美君）　松井さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官（松井拓郎君）　それでは、ご説明させていただきます。

お手元の富岡町における特例宿泊時の対応についてという1枚紙に基づきまして、ご説明させていただきます。前回ご指摘いただいた特例宿泊期間中の警察と消防の体制、それから屋内放射線量の測定などについて、国にて関係機関と調整を行ったところであります、その結果をお手元の資料に基づいてご報告させていただきたいと思います。

まず、安全対策の充実ということで、警察、消防の体制でございますが、こちら警察については、私自身も国として特例宿泊期間中のパトロール体制の強化を県警に要請をいたしました。その結果、夜間も含めて24時間町内に常時パトカーが巡回してくる体制を構築してくれるということになっております。また、特例宿泊を実施している世帯の情報をあらかじめ共有いたしまして、そこの世帯を中心的にパトロールをすると。あるいは、そのパトカーだけではなくて、もちろんおりての歩行でのパトロールもやっていただけるということでございます。

またあわせまして、消防でございますが、これも双葉消防本部に要請を行いまして、特例宿泊実施世帯の情報を事前に共有しまして、夜間それらの世帯を重点的に巡回をしてくれるということになっておりますし、また24時間の出動体制、こちらも講じていただけるということあります。

また、町役場では、夜間含めた宿直体制を講じていただけるということになってございます。また緊急時に備えまして、国、町、警察、消防の間での緊急時の連絡体制、これをしっかりと整備してまいりたいというふうに考えております。

その下でございますが、放射線量の測定でございます。放射線の測定につきましては、室内の放射

線量の測定はすべきではないかというご指摘頂戴しましたので、これをやることを前提に町、環境省と今具体的な進め方について調整をさせていただいているところであります。

それから、D一シャトル、こちらも特例宿泊実施世帯全員に配布をいたすことといたしまして、宿泊中の線量を把握できるようにするということをしてまいりたいと思います。

これらの対策を講じることで、特例宿泊の住民の皆さん安心、安全確保をしっかりと図ってまいりたいということを考えております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） ただいまご説明のありました町の宿直体制についてでございますが、特例宿泊期間中に職員による職日直体制をとることで現在考えております。

3月17日からの第1期目につきましては、管理職で対応ということで現在進めております。また、日中、保健師による訪問というようなことも考えてございますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりました。

質疑を賜ります。質問ございませんか。

3番、早川恒久君。

○3番（早川恒久君） 以前に警備会社のパトロールもあるというふうなお話を聞いたのですけれどもそれは引き続きあるということでよろしいのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 松井さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官（松井拓郎君） 警備会社の警備も、もちろん24時間体制で実施させていただきます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 前から言うと随分充実してきたのかなと思います。まず、警察によるパトロール体制ということで、24時間体制を組んでいただけることということで、大変ありがたいことなのかなと思います。

日中に関してはそんなに問題ないのかなと思いますので、夜間にに関して、また夜間でも深夜になってからどのくらいの時間の体制でやっていただけるのか。これは警察もそうだし、消防もそうです。あと、民間の警備会社ですか、その時間帯、民間の警備会社、警察、消防で常に1時間置きくらいに今言った3つが1時間置きではなくて、3つが連動して1時間ずつ、そうすると3時間に1回になります。そういうケースもあるのか、どのくらいの刻みでもあるのか教えていただければありがたいと思います。

あと、町の体制ですが、何人体制でどういうふうにするか。日直置いて3人で日直するのか、2人でするのか、1人でするのか。1人ということはないと思います。二、三人になるのかなと思いますので、その辺のきめ細かい説明いただければありがたいと思います。

あとは、宿泊の要望する人に関して、健康管理も一番大事だと思いますので、ひとり世帯でもオーケーなのか、2人世帯以上にするのか、その辺細かい内容までお聞かせいただければありがたいと思います。

○議長（塚野芳美君）　松井さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官（松井拓郎君）　どうもありがとうございます。夜間につきましては、警察、それから民間警備会社が24時間体制で常時回っているということでございますので、町の中に必ずパトカーが1台深夜もあるという状態になってございます。したがって、時間ごとに何か刻んで定期的に回るということではなくて、常に町のどこかにパトカーと民間警備会社があるという状態でございます。

それから、宿泊の人数の件でございます。これは、前回もご指摘頂戴しまして、国としては人数に1人だからということではございませんけれども、これは町ともご相談させていただきながら、やはりお一人様ですとなかなか何かあったときにご不安もあるかと思いますので、なるべくご遠慮いただくというような形で進めさせていただければと思っております。

○議長（塚野芳美君）　総務課長。

○総務課長（伏見克彦君）　町の宿直の体制でございますが、復旧課、復興推進課の職員がおります日中につきましては平日は実施しない。夜間5時から翌朝8時半までの間職直体制をとるという考えであります。職員数については、2名での職直を考えてございます。

それから、期間中に日曜、それから祝日が入りますので、その日中についても日直体制をとると。これも、2人で行うというような考え方であります。

以上です。

○議長（塚野芳美君）　12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君）　細かい説明ありがとうございます。

町のほうに関しては、例えば何か問題起きたというときに、多分すぐ駆けつけていくような状況が生まれるのかなと思いますので、そのとき2人行ってしまうと、1人ではなかなか大変なのかなと。2人で出てしまうと、その宿直室が留守になってしまいますので、人員的な話もあるかと思うので、夜とあとは休みに絡んでの話ですから、難しいのはわかっていますが、3人くらいでできればベターなのかなと考えますので、その辺も詰めていただければありがたいと思います。

警察、消防、あと民間の警備会社が24時間体制でもう張りつくということで、防犯に関しては随分前に進んだのかなと思います。行政のほうは、防犯に関してはもう完璧と言われるくらいやらないと、問題起きると大変なことになりますので、私はそのくらいやっていただけるのであれば理解はできる

なと思いますので、ぜひ慎重にやっていただきたい。

あと一つ、ひとり世帯はだめだよとは言い切れないと思いますので、先ほどの答弁にもありましたひとり世帯の場合には、ある程度年配の人だとすれば、町の保健師が出向いて血圧とかそういう部分泊まりに入る日でもいいですし、前日あたり血圧測定とか、そういうのもひとつ有効になるのかなと思いますので、その辺も検討課題に置いていただければありがたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） ただいまご指摘いただきました人数の件については、十分に検討させていただきます。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 最後のお一人での宿泊希望ということについての回答でございます。

我々としましては、用意ドンの一番最初の宿泊ということなものですから、何事もないように慎重を期すという考え方から、1人での宿泊はご遠慮願いたいという表現で案内したいと思っておりましたが、他町村の実施状況では、1人での宿泊も認めているというところでございます。そのところについては、1人だとこういうことも考えられるのでというような、ちょっとくどい説明になるかもしれませんが、それをつけながらなるべく2人以上の宿泊を求めますというような、お願いしますというような案内にしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 保健師の対応について。

健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） 保健師の巡回を今対応を考えております。

毎日というわけにはいきませんけれども、前半と後半で2人組みぐらいの体制の中で巡回をして、今ご意見ありましたような対応をしていきたいというふうには考えておるところでございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 前回私ちょっと欠席したですから、重複したら申しわけないですけれども、今の発言を聞いていまして、やはりこの特例宿泊、真っ先に希望するのはお年寄りの方が多いのかなと思うのです。それで、例えばぐあいが悪くなったとか、あとは例えば不審者がうろうろしているとか、いろんな心配事があったときに、真っ先に通報できるようなタブレットがいいのか、電話機がいいのかわからないのですけれども、楽々お年寄りにも簡単に操作できるようなものがあれば、例えば1とか2とか3とかあって、それが直通でもうつながっているよと。1を押せば警察とか、2を押せば消防とか、3を押せば役場とか、本当にシンプルな簡単なものでいいのですけれども、そういったものをやはりこのお年寄りの家庭なんかに配布して、万が一何かあったらば1番押すのだよ、2番押すのだよということで、もう何番にかけるではなくて直通でつながるようなやり方、そういう

方法もあってもいいのかなと思うのですが、その辺どうでしょうか。

○議長（塚野芳美君）　松井さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官（松井拓郎君）　指摘ありがとうございます。これ、ほかの町のケースでそういうふうに防犯ブザーを配ったケースもございますので、今ご提案をいただきましたので、町ともちよつと相談をさせていただきたいと考えております。

いずれにしましても、日中は警察、消防も各世帯を回って戸別に訪問をいたしまして、ちゃんとフェイスツーフェイスで、何かあったときに連絡がいただけるように警察も消防も丁寧に回るというふうに言ってくれていますので、本当に戸別に一戸一戸丁寧にケアをしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（塚野芳美君）　そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君）　なしということですので、そうしますと過日の説明でちょっと不足した部分が本日のただいまの説明と質疑のやりとりによって、若干宿題の部分もありますけれども、もうほぼこれでクリアしたということになりますので、あえての問題はないということでおろしいですね。

11番、高橋実君。

○11番（高橋　実君）　そうしたらば、ずっと返ってこないから、ホットスポットの確認の話が出てこないのだけれども、それで渡された特例宿泊所の対応について安全対策の充実については話聞きましたからいいですけれども、一番下のほうの放射線量測定についての宿泊家屋内外の空間放射線量、これに基づいて個人線量計配布して持ってデータとるのはいいのだけれども、10日で仮に何マイクロ上限に国のはうは考えているのか。

仮に2日に1回ぐらい町ないし管理する省庁のほうで宿泊しているところに出向いて個人線量計確認して、何ぼ上がっていますね、ちょっと上がり過ぎですね、そういった上限値とかというのは持っていると思うのだけれども、予測の。持っていないままこういう文言は書けないと思うのだけれども、そこら辺ちょっと教えて。

○議長（塚野芳美君）　松井さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官（松井拓郎君）　しきい値の問題でございますけれども、基準というのは前回もお答えしたとおりここを超えたたらホットスポットだという明確な定義はございません。

ただ、個人線量を貸与いたしまして、これを測定結果で高いところがありましたら、そこはご指摘いただければ個別にまたそこをフォローアップ除染などさせていただくということかと思いますので、そこを丁寧に見てまいりたいというふうに考えております。

○議長（塚野芳美君）　若松さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課事業管理専門官（若松佳紀君）　済みません、ホットス

ポットの件なのですけれども、ちょっとご質問いただいた線量の部分、多分別の部分があるのかなと思っておりまして、個人線量計の積算の被曝の数字の上限値とあとホットスポットの確認の方法というその2点の質問ということでおろしいですか。

そのホットスポットの確認につきましては、まさにまだ今現在宅地の除染町内で進んでいるところで、その除染作業完了し次第、再度線量をはかってこのホットスポットを、線量の基準はないのですけれども、まだ汚染が残っているような箇所、取り残しがあるようなところというものを環境省のほうで特定しております。ですので、宅地除染が終わり次第そういう箇所については対策箇所を分析して、後のフォローアップ除染というものを実施していきたいと考えております。

○議長（塚野芳美君） 今はその特例宿泊に関して、宿泊する家屋内外の空間放射線量をはかりますよということを言っているわけですから、その具体的なことを将来というか、ちょっと先のホットスポットの再除染ということではないので、この宿泊する家屋の内外の話の説明をいただきたいと思います。

11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） これ、特例宿泊やるのに申し込む町民の人に被曝とかそういうことないよう に、事前にちゃんと受け付けしてくださいよという質問なのだから、前回のときも今回も。フォローアップで、結局フォローアップ宿泊の3月17日以前に事業を起こして終わらせるのなら構わない 特例宿泊の後にフォローアップ除染やって何するという質問しているのないから、特例宿泊するに 当たっての会議開いているのだから。

だから、さっきの答弁も、数値が出てこない状態でフォローアップ、フォローアップと仮に言ったとしたって、では何マイクロ以上の箇所をやるのか。おとといだか先おとといの会議のときも言ったでしょう、人の出入りするに何でかんでしなければならない玄関だったらやらなければならぬし、めった行かないところであれば、ある程度高くても行かないようにバリケードするとか、自然減衰で終わるとか、後日のフォローアップとか、その4工事だと、いろいろの後日の除染でやるという話ならばわかる。特例宿泊に今入りに行っているのだから、前後した答弁しないでくれないか。

○議長（塚野芳美君） 若松さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課事業管理専門官（若松佳紀君） 済みません、ちょっと 答弁の行き違いがあり、大変申しわけありません。

フォローアップ除染につきましては、先ほど説明したとおり今回の特例宿泊のタイミングとは若干 合わない部分もあるのですが、今後やることなのですが、今回特例宿泊に当たってホットスポット の確認が必要なのではないかということなのですけれども、基本的には面的な除染、宅地除染の 作業については、この3月17日以前にはほとんど終わっていると考えておりますので、その平均した 宅地の空間線量というものは全体的に下がっておりますので、特例宿泊する分には特段問題はないの かと思っております。

ただ、そのホットスポットの調査というのも、終わり次第やっていますので、特例宿泊される際にどこが高いとか気になられる方、こういう方については、環境省のほうからそういったホットスポットの情報なんかも積極的に提供して、少しでもご不安解消できるようにしていきたいと思っております。

○議長（塚野芳美君）　復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君）　町としての考え方もちよと説明させていただきますが、まずこの特例宿泊者の思いをしっかり受けとめて、事前に屋内外の空間線量の測定は積極的に行っていきたいと思います。

その際に、例えば屋外をはかった場合は、玄関前や雨どい下など特に注意すべきところもはかることになりますので、その際に例えばホットスポットがあった場合は、そこをマーキングするなりして注意喚起というようなことも直接対応は可能かと思っておりますので、個人の思いをしっかり受けとめて対応させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君）　11番、高橋実君。

○11番（高橋　実君）　まず、特例宿泊で申し込む町民は、除染が終わったところが大体基本で申請出してくるのだから、終わっていれば事後の測定終わって立ち会い終わっているわけでしょう。本当は前段でわかるわけだ、これ数値。机上でやっているからそういうことになるのだ。

除染が終わって、事後の測定終わって、同意書に署名捺印もらっていれば、私高橋というのだけれども、高橋さん宅は宅地の平面上、ここで何ぼあったやつが何マイクロに落ちましたよ、何しましたよと出てくる。この中である一定の数値以上になれば、ある一定の数値を環境省は設けていないだけの話で、ではどういう基準でホットスポットをやる、やらないか決めているの。数値上幾ら以上はやるようにしてあるの。また、ケース・バイ・ケースなのですか。難しいこと聞いているのではない。こういう事業をやるに当たってどうなのですかと聞いているだけだから、私。難しいこと聞いていないのだ。町の担当部局のほうで言うのもわかっている。ただ、文言でいうだけで数値が出てこないから、数値どうなっているのと前回も聞いている。この答弁がケース・バイ・ケースだと言っていた。こんな除染の措置なんかあり得ない。

では、聞き直すから。ホットスポットとは、幾つの数値以上の箇所をやるのですか。

○議長（塚野芳美君）　若松さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課事業管理専門官（若松佳紀君）　ホットスポットについてご質問いただきました。

前回も、ちょっと繰り返しになってしまふのですけれども、環境省のほうではいわゆるホットスポットと言われて居るような局所的な汚染箇所について、一律の線量の基準というものは定めておりません。というのも、やはりその線量の高い箇所といつても、空間線量が高い原因というのは場所によっ

てさまざまでして、下が汚染されている場合や少し離れたところの汚染が影響しているような場合など、要は一律に対策箇所を線量だけでは決められないというような状況がございます。ですので、宅地の中でも特に比較的線量が高いところをまずは抽出するのですけれども、その中でさらにその箇所ごとに分析を行いまして、ここにまだ放射性物質が残っている、汚染が残っているというところをしっかりと把握した上でそこを対策するというのが局所的汚染箇所の対策の考え方となりますので、ちょっとと明確に何マイクロシーベルトとかと言えなくて、はっきりしないというふうに思われるかもしれないのですけれども、実際に汚染されているところを対策するということでご理解いただければと考えております。

〔「理解できませんわ。いいです、もう」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 議論が外れているのだ。今の議論の中身聞いていると、まず怒りがこみ上げてきます。今内閣府原子力被災者生活支援チームがやろうとしていること、環境省きょう4人ですか来ているの、環境省さん。あなたら理解しているのですか、今やろうとしていること。

スポットの回答なんかどうだらこうだら、そんなのはどうでもいいのです。支援チームが宿泊申し込んできたうちは事前調査すると言っているのだから、事前調査して高ければここはちょっと高いから遠慮してくださいという話になるのだと思うのです、私は。あなたら理解しているの、4人来ているけれども。もう少ししっかりしてください。町民何と思っているの、あんたら。4人に聞きたいです、私。環境省の代表で4人来ているのでしょうか。何の答弁もできないで、富岡町民何と考えているかあんたらに聞きたいです。内閣府のほうで頑張って何とかいろんな問題事の抽出をさせようとしてそういう考えに立っているのに、あんたら何も理解しないでここに来ているのでしょうか。全然質問が折り合い、かみ合いつかないでしょう。どんな考え方で来ているのだと、私聞きたいです。

○議長（塚野芳美君） 環境省でどなたがお答えになるのですか。明確にお答えください。

若松さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課事業管理専門官（若松佳紀君） 済みません、ちょっとホットスポットの話で全体の答弁の趣旨がずれていったということで申しわけございません。

もちろん本日の説明の趣旨は、環境省としても理解しておりますし、富岡町で初の特例宿泊ということで、住民の方が安心して宿泊できるように環境省としても可能な限りの対応はしたいと考えております。その中で、線量のご不安の話があったのだと認識しておりまして、一番最初に説明がありましたとおり、環境省としても前回のご指摘も踏まえて、建物の屋内、屋外については線量の測定、特例宿泊を実施する方の宅地の線量というものは、測定する方向で町と調整したいと今しているところで、そちらについてはしっかりと情報をお伝えしていきたいと思っております。

済みません、ホットスポットの話はまた別の話になるのですけれども、先ほど高橋議員からご指摘

あつたとおり、ほとんどのお宅については特例宿泊の段階では宅地除染が終わっていて、報告書というものも届いているかと思いますので、その中で再度環境省側のそこには含まれていないような情報も含めて特例宿泊希望者にはご説明して、安心していただければと思っております。

○議長（塙野芳美君）　若松さん、宿泊する人で希望する人の建物の内外を測定すると、今調整とかできればとかということではなくて、ここにちゃんと文字で書いてあるわけですから、希望する人の建物の屋内外は測定するのですね、お答えください。

若松さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課事業管理専門官（若松佳紀君）　希望者の測定は、これは確実に実施します。そのちょっと希望者の吸い上げ方について町とは相談しているところですが、それは確実にやりますので、そのようにお答えさせていただきます。

○議長（塙野芳美君）　復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君）　町と環境省との打ち合わせの中では、町で申し上げていることは、ここには環境省さんも内諾受けていると私は認識しておりますが、線量測定に当たっては環境省は積極的に行うということと、それから実施に当たっては環境省の職員、それから通常除染が終わった箇所あるいはそういうところのモニタリングということで、東京電力さんにやっていただいている部分もありますので、それもやっていただくと。さらには、必要に応じて業者さんの中の線量測定グループ、そういう方も必要があれば対応するという話は打ち合わせの中で伺っております。町も、当然復興推進課職員全員がその対応に当たりたいと思っていますので、とにかく安心、安全という意味で余り不安を持たなくともできるようにする環境を整えるために、積極的に線量測定は行っていきたいというふうに国にも申し上げていますし、その方向で実施するものと思っています。

以上です。

○議長（塙野芳美君）　そのほかございませんね。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塙野芳美君）　それでは、以上をもちまして特例宿泊についての件を終了いたします。

その他ございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塙野芳美君）　町のほう、その他ございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塙野芳美君）　国関係のほうでその他ございますか。ありませんね。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塙野芳美君）　それでは、ありがとうございました。以上をもちまして富岡町議会全員協議会を終了いたします。

お疲れさまでした。

閉会 (午後 1時37分)